

福岡県公報

平成20年9月29日
第2879号

目次

告示(第1567号 - 第1576号)

土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林の所在場所等	(森林保全課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(漁業管理課)	4
公 告			
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	5
平成20年度技能検定(後期)の実施	(職業能力開発課)	5
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	8
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
雑 報			
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	11
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	12
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	12
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	13
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	13

西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	14
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	14
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	15
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	16
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	16
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	17
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	17
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	18
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	20
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	20
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	20
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	21
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	21
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	21

告 示

福岡県告示第1567号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定に基づき、大野城市上大利北土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
大野城市上大利北土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
大野城市大字上大利662番地

3 設立認可の年月日

平成13年5月17日

4 解散認可の年月日

平成20年9月16日

福岡県告示第1568号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市春日2丁目33番1、33番4、33番5、33番6から33番15まで、36番2、36番3、37番3、37番4、38番2及び41番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市筒井4丁目4番17号

悠々ホーム株式会社 代表取締役 内山 敏幸

福岡県告示第1569号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市椿字日上613番1、613番2、613番、613番5及び613番7から613番18まで、並びに字大久保596番3、597番2及び597番9から597番11まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市椿598番地31

大西 好晴

福岡県告示第1570号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市上西郷字ヲハヤシ957番3及び957番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市宮司二丁目17番27 - 102号

今橋 学・今橋 美和子

福岡県告示第1571号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成20年8月29日

福岡県告示第1572号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路区域確定）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区南部	平成20年9月15日から 平成20年10月15日まで

福岡県告示第1573号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安施設地区予定地の所在場所
 - (1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
田川郡添田町大字津野字渡り2193
 - (2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
北九州市小倉南区大字呼野字山ノ神北914、924
 - (3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
田川郡赤村大字内田字山ノ口1439の1、1442、字西ヶ迫1501の1
 - (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
田川郡添田町大字落合字吉木山2291の2
 - (5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮若市上有木字崎田1956、1957、1958

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 指定の有効期間
3年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1574号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川鐙畑字入道1の3から1の5まで、1の7、1の10、4、12、23の2、23の3、23の5、字三右衛門田24の1から24の4まで、24の7、24の8、24の12、34、字横竹36の1、36の4、36の8、36の12、37、55、56、62の2、66、69、80の1、80の2、80の9、字古峠80の6から80の8まで、81の1、81の3から81の6まで、82、83、87、91、97、98、字五田124から127まで、129、130、132、133、135、140、144、145の3、145の6、145の11、145の15、145の20、145の23、145の24、145の30、145の37、145の38、字堤ヶ迫146、147、151、152、155、字中ヶ迫176、179の

1、186、字蓑干194、211、212、字尾崎241、字柚ノ木243、250から252まで、字古田265、字小藪298、299、300の1、300の2、303、314、315、322の8、322の12、323の1、323の2、字高尾324の1、329、331、335の1、336、字原344の1、344の2、字堂ノ脇394の1、字十城井404の1、407、418の1、419、字小屋谷441、443の2、446、字山下451、455、字向山488、489、491の1、491の2、492、493の1、500、字川端497の1、字地形501、505、字畑後528、字上山529の1、540、字中尾谷546、字中尾550、552、字後568の1、573、583、585、586、587の1、587の2、587の4、587の5、587の8、587の10から587の12まで、587の21、587の24、587の30、587の32、587の44、587の45、587の47、587の58、字小ベリ595、600の1、601、605、608、字作り道611、616の1、字鮎返り621の1、623の1、字滝628の1、628の3、字角ヶ岳633、649、654の1、683の1、690の1、692の1、699の1、700、702の1、字横昭727の2、727の4、727の5、字横脇729の2、字四高ノ下730の2、字椎ノ木739、字ホゲ穴743、字三町田758、字落合772の1、774、775の1、775の2、777、780、787、788、791、792、字佛ヶ迫795、字宮ノ谷796、797の1、799、804の1、806、815、819、字九羽鶴826、837から839まで、843、845、字宮ノ尾851、854、字檜尾857、860、863、870、874の1、874の6から874の9まで、874の12、874の15、字六町875から877まで、884、字松尾887、889から891まで、894から898まで、900の3、900の9から900の11まで、900の17、900の22、900の23、900の25、900の27、900の32から900の34まで、905、907、字宮ノ後929、934から938まで、943、944、字丸山945、字越ト947、字横畑ノ坂948の1、948の2、949、955から957まで、966の7から966の11まで、字横畑972、976、977、986、字菖蒲988、998、字中尾藪1001の3、1001の4、1002、1004、1006、字中尾藪1012、1016から1018まで、字大下1029、字ヨシヶ谷1039、犀川喜多良字菖蒲1の1から1の6まで、4、6から10まで、13、16、17、19、20、25、31、32、40、41、50、56から58まで、62

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年9月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女郡矢部村大字矢部402-2先から同郡同村大字矢部105先まで

福岡県告示第1576号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区愛宕浜 "	壬 生 正 美 西 嶋 清	福岡市漁業協同組合の地区のうち旧姪浜漁業協同組合の地区 (特定のり姪浜加入区)	のり養殖業

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分年月日及び内容	適用条文
有限会社サンキクレジット 田尻 景也	春日市上白水970番地の1 エバーハイツ谷106号	福岡県知事 (1)第08383号 平成18年3月15日	平成20年8月28日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の6第1項第1号

公告

平成20年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の6までに定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金

、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、スレート施工（スレート工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）

、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業及び装具製作作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級

エーエルシーパネル施工（エーエルシーパネル工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、特級及び単一等級の技能検定については一律15,700円とし、公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検 定 職 種	技能検定試験手数料
さ く 井	15,700円
工 場 板 金	15,700円
口 - プ 加 工	15,700円
機 械 検 査	13,000円
機 械 保 全	15,700円
半 導 体 製 品 製 造	15,700円

プ リ ン ト 配 線 板 製 造	15,700円
自 動 販 売 機 調 整	15,700円
鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	15,700円
時 計 修 理	15,700円
空 気 圧 装 置 組 立 て	15,700円
油 圧 装 置 調 整	15,700円
農 業 機 械 整 備	15,700円
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	15,700円
婦 人 子 供 服 製 造	13,000円
和 裁	11,500円
製 版	15,700円
強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	15,700円
石 材 施 工	15,700円
パ ン 製 造	15,700円
菓 子 製 造	15,700円
建 築 大 工	15,700円
か わ ら ぶ き	15,700円
配 管	15,700円
厨 房 設 備 施 工	15,700円
型 枠 施 工	15,700円
鉄 筋 施 工	15,700円
コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	15,700円
防 水 施 工	15,700円
ス レ ー ト 施 工	15,700円
カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工	15,700円
自 動 ド ア 施 工	15,700円
ガ ラ ス 施 工	15,700円
テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン	11,500円

機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	11,500円
電 気 製 図	11,500円
金 属 材 料 試 験	15,700円
印 章 彫 刻	15,700円
塗 装	15,700円
義 肢 ・ 装 具 製 作	15,700円
舞 台 機 構 調 整	15,700円
電 気 機 器 組 立 て	15,700円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検 定 職 種	技能検定試験手数料
機 械 検 査	8,700円
電 気 機 器 組 立 て	10,500円
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	10,500円
時 計 修 理	10,500円
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	10,500円
和 裁	7,700円
建 築 大 工	10,500円
配 管	10,500円
テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン	7,700円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	7,700円
電 気 製 図	7,700円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成20年12月1日（月曜日）から平成21年2月22日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成20年11月21日（金曜日）に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 1級及び2級 機械検査、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、スレート施工、ガラス施工及び金属材料試験	平成21年1月25日（日曜日）	
(イ) 3級 機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）及び配管		
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	平成21年2月1日（日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定す
(イ) 1級及び2級 さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、ローブ加工、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食及びビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。）、石材施工、パン製造、厨房		

設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴムシート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び印章彫刻		る場所
(ウ) 3級 時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）		
(エ) 単一等級 エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工		
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	平成21年2月4日 (水曜日)	
(ア) 1級及び2級 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、和裁、製版（DTPに係るものに限る。）、建築大工、かわらぶき、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び義肢・装具製作	平成21年2月8日 (日曜日)	
(イ) 3級 プリント配線板製造（プリント配線板設計に係るものに限る。）、和裁、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図		
(ウ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工		

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2番24号 電話 092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取

り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便または宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成20年9月29日（月曜日）から同年10月10日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成20年10月10日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2-24 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3605ダイヤルイン）に対して行うこと。

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
有限会社ジャパンネットサポート (ジャネット) 藤井 新治	飯塚市川島275番地1	福岡県知事 (1)第08374号 平成18年2月15日	平成20年9月7日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の5第1項第1号

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

インクカートリッジ	210個
インクカートリッジ	430個
インクカートリッジ	430個
写真用紙	480パック
アルカリ乾電池	210パック
アルカリ乾電池	210パック

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年11月14日（金）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年10月15日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B
05	10	光学機器・DPE	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所
4 の部局とする。

(3) 提出期間
平成20年9月29日（月）から平成20年10月8日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5 の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4 の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等
平成20年9月29日（月）から平成20年10月8日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所
4 の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所
4 の部局とする。

(2) 受領期限
平成20年10月15日（水）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所
福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時
平成20年10月16日（木）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1903回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|---|-------------------|-------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1903回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称
及び所在地 | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数 | 800,000,000円
400万通 |
| 4 | 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 5 | 発 売 期 間 | 平成20年10月1日から
平成20年10月14日まで |
| 6 | 当せん金支払開始日 | 平成20年10月1日 |
| 7 | 当せん金の額及び当せんの数 | |

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	500,000円	40本
2	等	50,000円	140本
3	等	10,000円	1,300本
4	等	5,000円	2,700本
5	等	2,000円	109,900本
6	等	200円	400,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1904回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1904回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成20年10月8日から
平成20年10月14日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年10月16日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年10月21日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2 等	100,000円	50本
3 等	30,000円	500本

4 等	5,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1905回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1905回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年10月15日から
平成20年10月28日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年10月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	300,000円	21本

2	等	50,000円	2,100本
3	等	1,000円	128,520本
4	等	200円	350,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1906回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1906回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年10月22日から
平成20年10月28日まで
- 6 抽せん日 平成20年10月30日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年11月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	20,000,000円	1本
1	等の前後賞	5,000,000円	2本
1	等の組違い賞	50,000円	29本
2	等	1,000,000円	3本
3	等	100,000円	60本
4	等	30,000円	300本
5	等	5,000円	3,000本
6	等	1,000円	30,000本
7	等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1907回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1907回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 平成20年10月29日から
平成20年11月11日まで

6 抽せん日 平成20年11月13日

7 当せん金支払開始日 平成20年11月18日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	60,000,000円	1本
1等の前後賞	20,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	44本
2等	10,000,000円	3本
3等	1,000,000円	45本
4等	100,000円	450本
5等	10,000円	4,500本
6等	1,000円	45,000本
7等	200円	450,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1908回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1908回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

3 発売総額及び通数 300,000,000円

10万通 30組

4 証票金額 1枚 100円

5 発売期間 平成20年11月12日から

平成20年11月18日まで

6 抽せん日 平成20年11月20日

7 当せん金支払開始日 平成20年11月25日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	60本
4等	20,000円	300本
5等	5,000円	6,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1909回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1909回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成20年11月19日から
平成20年12月2日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年11月19日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	30本
2 等	100,000円	120本
3 等	10,000円	1,002本
4 等	2,000円	84,000本
5 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1910回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1910回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年11月26日から
平成20年12月2日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年12月4日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年12月9日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	1本
1 等の前後賞	2,500,000円	2本
1 等の組違い賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	25本
4 等	10,000円	500本
5 等	5,000円	5,000本
6 等	1,000円	25,000本
7 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1911回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1911回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年12月3日から
平成20年12月9日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年12月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	300,000円	16本
2 等	100,000円	136本
3 等	10,000円	160本
4 等	5,000円	1,300本

5 等	3,000円	5,400本
6 等	1,000円	26,600本
7 等	500円	133,400本
8 等	200円	200,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1912回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1912回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成20年12月10日から
平成20年12月16日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年12月18日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年12月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	2,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	24本
2 等	500,000円	25本
3 等	30,000円	250本
4 等	5,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1913回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1913回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 平成20年12月10日から
平成20年12月24日まで

6 当せん金支払開始日 平成20年12月10日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	500,000円	20本
2 等	30,000円	500本
3 等	10,000円	1,000本
4 等	500円	75,700本
5 等	200円	400,000本
ク リ ス マ ス 賞	2,000円	100,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1914回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1914回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円

- 10万通 70組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年12月20日から
平成21年1月6日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年1月8日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年1月13日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	80,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	10,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	69本
2 等	1,000,000円	70本
3 等	1,000円	70,000本
4 等	200円	700,000本
一 富 士 賞	30,000円	1,400本
二 鷹 賞	10,000円	14,000本
三 茄 子 賞	5,000円	7,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1915回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1915回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,600,000,000円
800万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年12月25日から
平成21年1月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年12月25日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	16本
2 等	100,000円	80本
3 等	50,000円	80本
4 等	10,000円	22,800本
5 等	5,000円	22,800本
6 等	1,000円	117,200本
7 等	500円	117,200本
8 等	200円	800,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1916回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年1月14日から
平成21年1月20日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 123,450,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,531,145円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 23,910,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|--------------|
| 1 名 称 | 第1917回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 900,000,000円 |

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 3 証 票 金 額 | 1組10万通 45組
1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年1月21日から
平成21年2月3日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 394,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 78,988,245円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 49,590,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1918回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年1月28日から
平成21年2月3日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 105,700,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,712,170円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,925,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年10月14日 |

 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1919回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年2月11日から
平成21年2月17日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 128,450,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,649,795円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 23,910,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年10月14日 |

 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1920回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 800,000,000円
400万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年2月18日から
平成21年3月3日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 351,520,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 73,292,520円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 58,640,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年10月14日 |

 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1921回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年2月25日から
平成21年3月3日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 106,700,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,738,945円 |

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,925,000円

8 受託申請期限 平成20年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1922回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通

3 証票金額 1枚 200円

4 発売期間 平成21年3月4日から
平成21年3月17日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 352,512,000円

6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 72,280,656円

7 その他発売経費 発売総額に対し 58,640,000円

8 受託申請期限 平成20年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1923回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組

3 証票金額 1枚 100円

4 発売期間 平成21年3月11日から
平成21年3月17日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 107,700,000円

6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,611,370円

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,925,000円

8 受託申請期限 平成20年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1924回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通

3 証票金額 1枚 200円

4 発売期間 平成21年3月18日から
平成21年3月31日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 265,332,000円

- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 53,248,986円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 43,980,000円
- 8 受託申請期限 平成20年10月14日

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チユエツ株式会社（電話 092-411-8367）



印刷会社は100%再生紙を使用しています